



新たな指針づくり

ニュースレター

News Letter

第1号 2013年4月25日

このニュースレターは、職員の機運を高めつつ、市民の皆さんに向けての情報発信と指針へのご理解を深めていただくために、藤沢市企画政策部企画政策課が制作しています。

この号の内容

- 1 総合計画の仕組みを改め「新たな指針」を策定
- 2 今なぜ総合計画の廃止なのか
- 3 新たな指針とは
- 4 これからの策定スケジュール(予定)

総合計画の仕組みを改め「新たな指針」を策定

本市では、1957年(昭和32年)に策定された総合都市計画にはじまり、市長交代にあわせて、その都度新たな計画策定に取り組み、これまでに7計画が策定されてきました。今回、市長交代や地域経営会議の検証結果を踏まえ、総合計画自体のあり方を含めた見直しを検討した結果、総合計画に替えて、重点政策等を位置づける「新たな市政運営の総合的な指針」を策定します。

平成25年度中に策定し、平成26年度からの指針の実行を目指します。総合計画と比較してスピード感をもって策定を進めることとなりますので、皆さんのご協力をお願いします。

今なぜ総合計画の廃止なのか

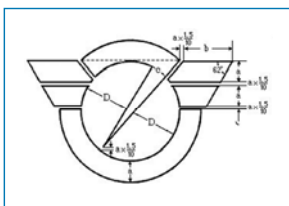
<新総合計画の見直し>

平成24年2月の鈴木市長の就任に伴い、総合計画の内容と鈴木市長の公約や政策との違いを確認するなかで、現在の新総合計画基本構想には「新しい公共」や「地域経営」という理念が掲げられており、この理念と鈴木市長が進める市政運営の考え方との間に政策上の乖離がありました。例えば、地域経営は「地域のことは地域で考え、地域で決めて、地域で実行する。」という理念に基づいていましたが、地域経営会議の検証などのなかで、地域のまちづくりは市が責任を持って実行し、市民の皆さんにはご意見・ご協力をいただき、また地域での活動に対してもしっかりと市が支援するというように、市の役割と責任を明確にするという方向性に改めています。こうしたことから、新総合計画の大きな見直しが必要となりました。

<総合計画の仕組み自体の見直し>

現在の新総合計画の見直しをするにあたって、総合計画自体の仕組みや策定の方法についても検討を行い、問題点を検証しました。まず、総合計画の策定には多くの時間と労力がかかるという問題があります。これまでの総合計画は最上位計画として位置づけられ、計画策定には2～3年の期間がかかっています。この計画策定の期間を市長任期に当てはめると、1期目の大半は選挙によって負託を受けた市長

新たな指針の策定は、全国でも先駆的な取り組みになります。全国の自治体のスタンダードとなるよう、職員一人ひとりの力を結集しましょう！



自身の政策が行政運営に位置づけられていないこととなります。次に、総合計画は事業を総花的に位置づけているため、重要な事業や緊急的に取り組まなければならない事業が見えづらいという問題があります。総合計画では、市の事業を網羅的に扱うため、その中のどれが重要なかが分かりづらくなっています。また、長期の事業計画は事業の進捗管理や財政面での担保というが十分にできないという問題もあります。

現在は、総合計画以外にも、市では計画的に事業を進め、施策の方向性を合わせるために、防災、福祉、環境、産業、教育など、多くの部門で個別の計画を策定しています。法律に基づき策定しなければならないものも含め、市で40計画以上が策定されているという状況からも、総合計画の持つ意味合いが時代とともに変わってきたものであると捉えています。地方自治法も改正され、現在は総合計画の策定義務がなくなっています。



新たな指針とは

新たな市政運営の総合的な指針は、期間を市長の任期にあわせ、その時点、時点の社会情勢、経済状況等に即した、市の重点化計画とします。市長交代による政策の転換以外にも、例えば、東日本大震災以降、市としては、防災・減災事業を他の事業よりも優先して取り組むことが必要となっているなかで、限りのある予算のどこに優先順位をつけて行っていくのかということを示す、重点化計画というものが必要であると考えています。また、分かりやすい体系と構成にすることも必要かつ重要な視点であると考えています。

項目	総合計画（新総合計画）	新たな指針
構成	3層（基本構想、基本計画、実施計画）	階層分けは行わない。（長期展望、重点政策、主要な施策、重要・主要事業等）
長期的な視点	基本構想に将来像等として明示	長期展望・目指す将来像として明示
計画期間	20年（施策や事業については見直しあり）	長期展望を踏まえた上での4年（3年）
計画に位置づける事業	市域全体の計画事業（320）、地区別まちづくり事業（372）	重要・主要事業として、年度別財政の見直しを踏まえた絞り込み
地区別まちづくり事業	地域と市が連携、協働、役割分担により推進する。	市が責任を持って取り組む。 ①本庁が実施する事業 ②市民センター・公民館が実施する事業 ③地域で主体的に実施する事業（市民センター・公民館が支援する事業）
策定期間	2年程度	6ヶ月程度
計画の種類	最上位計画	重点化計画
部門別計画との関係	総合計画の個別計画	理念や施策の方向性の共有

これからの検討スケジュール（予定）

これからの新たな指針の策定に向けて庁内組織を中心に検討を進めていきますので、皆様のご協力をお願いします。

新たな指針は、庁内、庁外のパブリックコメント等を踏まえて、基本となる長期展望や将来像を検討していきます。8月中には、平成26年度の予算要求に向

けて、指針の大きな方向性を示す政策、施策を決定していきます。

- ・パブリックコメント（市民意見提案）4/25～5/24
- ・庁内パブリックコメント 4/30～5/15
- ・庁内策定検討委員会 4/25～
- ・庁内策定専門部会 4/25～



藤沢市企画政策部企画政策課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 (0466) 50-3502 ファクス (0466) 50-8400

e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp